

令和8年 議会運営委員会先進都市議会運営調査報告書 (B班)

1 調査年月日

令和8年 5月12日(火)～14日(木)

2 調査項目及び調査地

【兵庫県芦屋市】

- (1) 正副議長の選出方法について
- (2) 予算決算の審査方法について

【兵庫県西脇市】

- (1) 正副議長の選出方法について
- (2) 予算決算の審査方法について
- (3) 委員会のオンライン出席について

【兵庫県尼崎市】

- (1) 予算決算の審査方法について
- (2) タブレット端末運用の検証・改善について

3 派遣委員

副委員長	本間	憲一	
委員	長田	旭輝	(復命記録：兵庫県西脇市)
委員	高橋	典子	
委員	藤城	正興	(復命記録：兵庫県尼崎市)
委員	干場	芳子	(復命記録：兵庫県芦屋市)
議長	野村	尚志	

4 調査報告書

別紙のとおり

5 その他

- (1) 調査日程表
別紙のとおり

- (2) 随行職員

議会事務局 横田 脩平

令和8年議会運営委員会先進都市議会運営調査日程

B班		本間憲一副委員長、長田旭輝委員、高橋典子委員、藤城正興委員、 干場芳子委員、野村尚志議長、随行事務局2名 (計8名)	
調査市	①兵庫県芦屋市	人口約 9万2,000人	議員定数 21人
	②兵庫県西脇市	人口約 3万7,000人	議員定数 16人
	③兵庫県尼崎市	人口約 45万4,000人	議員定数 42人
行 程 概 要 (予 定)			
5月12日 (火)	江別市 → 新千歳空港 → 伊丹空港 → 芦屋市議会 午後		宿泊地 (神戸市)
	→ 神戸市		
5月13日 (水)	神戸市 → 西脇市議会 午前		宿泊地 (神戸市)
5月14日 (木)	神戸市 → 尼崎市議会 → 伊丹空港 → 新千歳空港 → 江別市 午前		

調査項目	1 予算決算の審査方法について
	2 正副議長の選出方法について
	3 委員会のオンライン出席について
	4 タブレット端末運用の検証・改善について

日程	市議会	予算決算の審査方法について	正副議長の選出方法について	委員会のオンライン出席について	タブレット端末運用の検証・改善について
5月12日 午後	兵庫県 芦屋市	○	○		
5月13日 午前	兵庫県 西脇市	○	○	○	
5月14日 午前	兵庫県 尼崎市	○			○

《兵庫県芦屋市》

1 芦屋市の概要

芦屋市は兵庫県の南東部、大阪市と神戸市のほぼ中間に位置し、面積は約18.57平方キロメートル、東西約2.5km、南北約9.6kmと南北に細長いまちで、北は六甲の山並み、南は大阪湾に面し、温かな気候による自然環境と便利な交通環境など、生活条件に恵まれた住宅都市である。

昭和26年に芦屋国際文化住宅都市建設法が制定され、国際性と文化性あふれる住宅都市の形成を目指した魅力あるまちづくりを進めてきた。平成7年1月17日の阪神・淡路大震災によって壊滅的な被害を受けたが、復興とともに安全で快適なまちづくりに取り組んでいる。大規模な工場や農地が少なく、就業人口の約75%以上が第三次産業に従事する都市である。

現在の議員定数は21名であり、議会運営委員会のほか、3つの常任委員会（総務、民生文教、建設公営企業）が設置されている。

2 正副議長の選出方法について

芦屋市は、芦屋市議会基本条例を平成26年2月に制定し、第5条において議長及び副議長志願者の所信表明を定めている。正副議長の立候補制については平成21年から議会改革特別委員会での議論がスタートし、正副議長の選挙を分かりやすく行っていくことが協議され導入に至った。

また、平成31年4月の改選期から、議長の任期を2年、副議長の任期を1年としており、正副議長の選出における詳細は申合せにおいて定めている。

正副議長に立候補する議員は、改選後の初議会であれば、会期初日の前日の午後5時まで、正副議長選挙が予想される臨時議会等であれば、会期初日の8日前の午後5時までに事務局に申し出なければならないとしている。また、この2例に当てはまらない場合等は、代表者会議で協議して定める日としている。

立候補の申出があった場合は、改選後の初議会であれば、会期初日の代表者会議の開催前に議員総会を、正副議長選挙が予想される臨時議会等であれば、立候補期限の翌日に全体協議会を開催し、立候補した議員による所信表明を行う。なお、所信表明は、1人5分とし、他の議員による質疑は1回のみ、確認程度に限り認めるものとしている。

立候補制の効果等については、所信表明の際に立候補者に質疑ができることのほか、所信表明は市民が傍聴できるため、透明性が高まったとのことである。また、所信表明の場を現行の全体協議会の場でよいのか、議場等の他の場所で行うかなど課題には至っていないが検討の候補であるとのことであった。

3 予算決算の審査方法について

予算については、予算特別委員会を設置し全議員で審査する体制としており、3常任委員会を予算特別委員会の分科会としている。

当初予算の審査は、全ての会計の予算を予算特別委員会に付託し、予算特別委員会は総務、民生文教、建設公営企業の各分科会で審査を分担して実施している。

補正予算の審査は、一般会計は原則として総務常任委員会に付託しているが、当該補正予算が一つの常任委員会の所管に係る事案である場合は、当該所管の常任委員会に付託する。また、複数の常任委員会の所管に係る事案である場合は、必要に応じて、議会運営委員会で協議の上、付託先を決定している。

特別会計や企業会計、財産区会計の補正予算は、それぞれ所管の委員会に付託して審査を行っている。

また、予算特別委員会は2日（委員長互選1日、分科会座長報告・討論・表決1日）で行っており、各分科会は例年1～3日で審査を行っている。

決算については、決算特別委員会で行っているが、令和2年9月定例会から審査体制を分科会方式で行っており、議選監査委員を除いた議員で審査を行う。

各会計関連議案のほか、各議案に関連する調査について決算特別委員会に付託しており、総務、民生文教、建設公営企業の各分科会で審査を分担して実施している。

また、決算特別委員会も予算と同様に2日（委員長互選1日、分科会座長報告・討論・表決1日）で行っており、各分科会も同様に1～3日程度で審査を行っている。

今後は、質疑通告の事前通告制についての検討、分科会による負担の均衡などが課題であるとのことであった。

《兵庫県西脇市》

1 西脇市の概要

西脇市は、兵庫県のほぼ中央部に位置し、東経135度と北緯35度が交差する日本列島の中心・日本のへそとして知られている。中国山地の東南端に位置し、西光寺山をはじめとする山々に囲まれた自然豊かな地域であり、市内中央部を兵庫県下最長の加古川が流れている。面積は132.44平方キロメートルで、瀬戸内式気候に属し、比較的温暖である一方、内陸型気候の特徴から寒暖差が大きい地域となっている。

江戸時代から播州織や播州毛鉤などの地場産業で発展し、平成17年10月に旧西脇市と黒田庄町が合併し、新たな西脇市が誕生した。市では人輝き未来広がる田園協奏都市を将来像に掲げ、市民がいきいきと暮らせるまちづくりを進めている。人口は36,843人（令和8年4月1日現在）となっており、減少傾向にある。交通面では、国道175号を中心に国道427号などの幹線道路が整備されているほか、中国自動車道にも近接しており、京阪神地域とのアクセス性が高い。また、JR加古川線が市内を通り、神戸・大阪方面との広域交通網を形成している。

現在の議員定数は16人で、議会運営委員会のほか、3つの常任委員会（文教民生、総務産業、予算）が設置されており、特別委員会として決算委員会、広報広聴委員会の2委員会が設置されている。他にも議員協議会や定例会後には議員同士で行う反省会の公開実施、市民に対しての議会報告会や委員会単位の懇談会を多数開催しており、高校生議会の実施など市民と議会が関わる機会を積極的に設けている。

2 正副議長の選出方法について

かつて西脇市議会では、全議員による議員協議会（非公開）の場で議長選挙立候補者が意思表示を行っていた。しかし、平成25年に議員から、マニフェストに基づく議長選挙とすべきとの提案がなされたことを契機に、議長選挙の在り方が見直されることとなった。その後、提案を行った議員自身が議長選挙に立候補し、議長選挙の実施を含めた議長マニフェストを全議員へ配付した上で、議員協議会において所信表明を実施した。さらに、議長当選後の平成27年には、立候補者所信表明による議長選挙の実施が正式に決定され、現在に至っている。

議長選挙立候補制の利点としては、①選出過程の透明性の向上、②議長の所信と責任の明確化、③議会改革の継続性・方向性の明確化、④市民に対する説明責任を果たしやすい、以上4点を挙げている。

この取組により、従来の密室性を減らし、議長の方針や考え方を可視化することで、議会運営の正当性を高めることにつながっている。また、所信表明は本会議の休会中ではなく開会中に、臨時議長による議長選挙日程の宣言前に実施しており、あえて議事録に残る形としている。これにより、議会として所信表明の内容を後に検証できるようにしているとのことであった。なお、議長選挙については、全議員が被選挙権を有していることから、所信表明を行っていない議員への投票も有効として取り扱われている。

3 予算決算の審査方法について

西脇市議会では、予算委員会は常任委員会として議長を除く全議員が所属し、決算委員会は特別委員会として議長及び議選監査委員を除く全議員が所属している。以前は予算決算常任委員会として設置されており、議選監査委員は委員から外れていたが、監査委員も少なくとも予算審査には参加してほしいとの意見があり、予算審査のみ常任委員会として位置づけ、監査委員も加わる形となった。また、分科会方式は取らず、全員参加で審査を行っている。

予算・決算審査の流れとしては、定例会の約1週間前に議案が配付され、まず委員長と執行部による調整会が行われる。ここで議案の説明を受けることで、委員長が議案の内容を事前に把握し、円滑な委員会運営に臨めるようにしている。また、委員会では、原則として事業説明は行わずすぐに質疑に入るが、説明が必要な事業があるかどうかについても、調整会で調整される。

その後、議案説明会が開催されるが、会派ごとではなく、全議員を対象に一括して行われる。これらの手続は定例会開会前までに行われている。

定例会初日には、各委員会の委員協議会において、付託議案に関する資料請求を行うほか、議案の背景や問題点などを説明する機会が設けられており、質疑内容や背景を議員間で共有することで、論点の明確化や質疑の質の向上を図るとともに、所管課に確認すれば済むような質問を避ける工夫がなされている。

また、議選監査委員による監査報告会を経て、各委員会での審査が行われる。その後、副委員長が委員会で作された審査内容について論点整理・論点抽出を行い、委員間討議へとつなげている。委員間討議では、所管委員会へ付託するか、市長へ申入れを行うかを協議し、申入れについて賛否が分かれる場合は、全委員の3分の2以上の多数決で決定される。

西脇市議会では、執行部を交えず、議員のみで討議を行う機会を設けている。この取組により、委員会質疑での議論をさらに深めるとともに、他の議員の意見や視点を共有及び整理し、合意形成に向けたプロセスとしている。討議とは議論を尽くす作業であるという考えの下、審査に臨んでいるとのことであった。

今後については、市民意見を政策提言につなげるため、市民の声を自由討議のテーマとすることや、討議前に最優先課題を絞り込み、議論が散発的になることを防ぐアジェンダ・セッティングの導入、さらに外部専門家や若年層の批判的な視点を取り入れるなど、前例にとらわれない取組を進めていきたいとのことであった。

4 委員会のオンライン出席について

西脇市議会では、議会のデジタル化にも積極的に取り組んでいる。平成13年から本会議のライブ配信及び本会議・委員会会議録のインターネット公開を実施しており、平成27年には委員会のライブ配信も開始した。また、議員用タブレット端末の配付に加え、パソコンやスマートフォンなどの個人のデジタル機器を会議へ持ち込むことも可能としている。

以前からオンラインを活用した議会運営のノウハウを蓄積し、必要な条例整備も進めており、コロナ禍の令和2年には議員協議会をオンラインで開催したほか、令和4年には、新型コロナウイルス感染症の理由により直接出席できない委員が、オンラインで委員会に参加する形で審査が行われた。オンライン参加については、希望する委員が電話

等で届出を行い、委員長が必要と認めた場合に参加が可能となっており、正式な出席として扱われる。なお、オンライン出席はあくまで例外的な取扱いであり、本会議や秘密会は対象外としている。

これまでオンラインによる委員会出席は、コロナ禍における感染症対策として2回実施されたのみであるが、今後は育児や介護などの事情により委員会への直接参加が難しい委員についても、オンラインで参加できる体制を整えていくとのことであった。

《兵庫県尼崎市》

1 尼崎市の概要

尼崎市は兵庫県南東部に位置し、大阪市と隣接する都市である。面積は約50.7平方キロメートル、人口は454,777人（令和8年4月1日現在）であり、かつて昭和45年頃には約55万人を超える人口を有していたが、阪神・淡路大震災や工場撤退、少子高齢化等の影響により長期間人口減少が続いている。しかし近年は交通利便性や生活環境の良さが再評価され、令和7年には転入超過数が3,335人となり、人口増加へ転じているとのことである。

同市では、子育て世帯の定住促進を重点政策として掲げ、市長公約に基づくあまがさき子ども・子育てアクションプランを推進している。本年4月には中核市として児童相談所を開設し、また兵庫県初となる学びの多様化学校、尼崎琴葉中学校が開校するなど、教育・福祉施策の充実を図っている。

観光面では、平成30年設立の観光局を中心に地域資源活用を進めており、平成31年には尼崎城が一般公開された。また、アニメ忍たま乱太郎原作者の出身地として漫画ギャラリーを整備し、地域資源を観光へ結びつけている。さらに阪神タイガース2軍施設、ゼロカーボンベースボールパークを整備するなど、スポーツ・環境・観光を複合的に展開している点が特徴的で、工場夜景やクルーズ事業等も含め、既存資源を生かした都市魅力向上に取り組んでいる。

現在の議員定数は42名であり、議会運営委員会のほか、5つの常任委員会（総務、文教、健康福祉、経済環境企業、建設消防防災）が設置されている。

2 予算決算の審査方法について

尼崎市議会では、平成28年度まで予算・決算ともに特別委員会方式を採用していたが、決算と予算の連動性が弱い、所管外分野の内容が把握しづらいとの課題認識から、議会改革検討委員会において審査方法の見直しが行われた。平成29年度以降は、常任委員会と同様の所管構成による分科会方式へ移行し、予算審査は全議員参加、決算審査は議選監査委員を除いた全議員で実施している。

特徴的な点は施策評価を活用した審査である。従来の決算審査が不用額や執行率など数値中心であったのに対し、尼崎市では約4,000事業を約20施策に整理し、施策単位で進捗や成果を検証している。市側は年度途中から施策評価を進め、市長査定を経て翌年度予算へ反映する仕組みとなっており、議会側も施策評価を踏まえて提言を行う構造である。

また、決算審査後には各会派による意見表明を行い、そのうち全会一致できる事項を議会意見として取りまとめ、市へ文書提出している。市側はその回答を翌年度予算時に提示し、議会はその反映状況を確認する流れである。さらに、分科会における委員間協議（分科員間協議）を導入し、課題共有と論点整理を進めることで、議会全体として政策提言機能を高めている点が特徴的であり、単なる予算執行確認にとどまらない政策形成議会を志向している。

課題は、分科員間協議において、各分科会での重要事項が年々増えてしまい、最終的な委員会意見としてまとめる際に、項目の絞り込みが困難になっていた。

そこで、原則として論点整理は、予算へ反映させる観点で行っていることから、その趣旨に沿った内容で重要事項として5項目以内にまとめることとした。

また、決算特別委員会の意見決定に当たっては、各分科会でまとめた重要事項を基に、各会派が3項目を選び、全会派から最も多く選ばれた3項目を委員会意見として付すことを基本とした。

3 タブレット端末運用の検証・改善について

尼崎市議会では、平成30年頃から議会改革の一環としてタブレット端末導入の検討を開始し、令和元年に試験運用、令和2年6月から本格運用へ移行した。しかし、実際の運用を通じて課題が明らかとなり、令和4年度から再度検証を行い、令和5年度に運用方法を見直している。

当初は原則すべて電子化の方針であったが、予算・決算資料のように数字確認や比較が多い資料については、紙資料の方が審査効率が高いとの議員意見があり、一部紙媒体を復活させたとのことであった。一方、軽易な通知やパンフレット類については完全電子化へ移行し、めり張りをつけた運用へ改めている。

また、資料管理については、部局ごとのフォルダ運用では必要資料を探しづらいとの課題があり、暫定フォルダを設置し、定例会期間中の新規資料を一元管理する方式へ変更している。これにより議員側の検索性向上を図ったとのことである。加えて、遠隔会議システムの活用や、端末紛失時の遠隔初期化（MDM管理）等、セキュリティ面にも配慮がなされていた。